

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

<p>(新) 令和7年度 補助金交付要綱</p>	<p>(旧) 令和6年度 補助金交付要綱</p>
<p style="text-align: center;">高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第8条（略）</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）<u>補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。</u></p> <p>（7）～（9）（略）</p> <p>（10）別表第1の事業区分2の事業において、配達、宅配（買い物代行を含む。）等の事業を実施する場合は、当該事業のサービス受益者から手数料を徴収し（見守り活動等の受益者のニーズに基づかないものを除く。）、当該手数料収入を当該事業に充当すること。この場合において、手数料の率については、補助事業者において定めるものとする。</p> <p>第9条（略）</p> <p>（補助事業の重要な変更、中止及び廃止）</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第8条（略）</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）<u>補助事業の年度内の完了が困難となった場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第2号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。</u></p> <p>（7）～（9）（略）</p> <p>（10）別表第1の事業区分2の事業において、配達、宅配（買い物代行を含む。）<u>又は農産物の出荷代行等の事業</u>を実施する場合は、当該事業のサービス受益者から手数料を徴収し（見守り活動等の受益者のニーズに基づかないものを除く。）、当該手数料収入を当該事業に充当すること。この場合において、手数料の率については、補助事業者において定めるものとする。</p> <p>第9条（略）</p> <p>（補助事業の重要な変更、中止及び廃止）</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第3号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（略）</p>

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

<p>（事業実施期間の延長）</p> <p>第 11 条 補助事業者は、事業実施期間を延長する場合であって、かつ、前条及び第 12 条の 2 の規定に該当しない場合は、別記第 3 号様式による事業実施期間延長届を知事に提出しなければならない。</p> <p>（遂行状況の報告等）</p> <p>第 12 条 （略）</p> <p>（繰越承認の申請）</p> <p>第 12 条の 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 4 号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（実績報告等）</p> <p>第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第 10 条第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第 5 号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別途要領に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、市町村等が実施主体で、契約が 2 件以上にわたる場合は、別記第 6 号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第 7 号様式による年度終了実績報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。この場合において、契約が 2 件以上にわたるときは、別記第 8 号様式による契約状況総括表を併せて提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した</p>	<p>（事業実施期間の延長）</p> <p>第 11 条 補助事業者は、事業実施期間を延長する場合であって、かつ、前条の規定に該当しない場合は、別記第 4 号様式による事業実施期間延長届を知事に提出しなければならない。</p> <p>（遂行状況の報告等）</p> <p>第 12 条 （略）</p> <p>（繰越承認の申請）</p> <p>第 12 条の 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 5 号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（実績報告等）</p> <p>第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第 10 条第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第 6 号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別途要領に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、市町村等が実施主体で、契約が 2 件以上にわたる場合は、別記第 7 号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第 8 号様式による年度終了実績報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。この場合において、契約が 2 件以上にわたるときは、別記第 9 号様式による契約状況総括表を併せて提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した</p>
---	---

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

場合は、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあつては、当該上回る額）を別記第9号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。

第14条～第20条（略）

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月20日から施行する。
- 2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第1号、第3号から第5号まで及び第9号、第13条第4項、第16条、第17条、第19条の規定並びに第12条の2の規定による繰越承認を受けた場合の第13条第1項、第3項及び第4項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

（附 則）

- 1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。
- 2 改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱第4条第1項第2号における移動手段確保支援及び貨客混載推進に係る事業については、改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱の規定及び様式が、令和2年度の当該事業において必要とされる間、なお効力を有するものとする。

（附 則）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。
- 2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

場合は、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあつては、当該上回る額）を別記第10号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。

第14条～第20条（略）

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月20日から施行する。
- 2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第1号、第3号から第5号まで及び第9号、第13条第4項、第16条、第17条、第19条の規定並びに第12条の2の規定による繰越承認を受けた場合の第13条第1項、第3項及び第4項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

（附 則）

- 1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。
- 2 改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱第4条第1項第2号における移動手段確保支援及び貨客混載推進に係る事業については、改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱の規定及び様式が、令和2年度の当該事業において必要とされる間、なお効力を有するものとする。

（附 則）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。
- 2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

<p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月21日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月28日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p>	<p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月21日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p>
---	---

(新)

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業区分	分類	補助対象経費	内容	補助事業者	事業実施主体	補助率	市町村等の財政負担	補助限度額		
1 生活用水確保支援事業		ア 生活用水を確保するための仕組みづくりのための調査・検討に要する経費	・整備必要箇所の把握等調査費（聞き取り調査費、測量製図費、会議費等）	市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）	市町村等 ・3戸以上で給水施設等を運営管理する団体 ・市町村長が補助の必要があると認める集落（以下「集落」という。）	補助対象経費から地元負担金を控除した2分の1以内（災害復旧の場合、補助対象経費から地元負担金を控除した3分の2以内） （注1）	負担を要する （注2）	1事業当たり3,000万円		
		イ 給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費 ※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。	・測量費又は詳細設計費（事前ボーリング調査等を除く。） ・新設又は既存施設の更新、改良若しくは修繕（配管、減菌機、ろ過材の交換等） ・管理道整備（新設、拡幅、転落防止柵設置等）					※同一施設で行うア及びイの事業に係る経費の合計額とし、本補助制度創設（平成20年度）以降の累計金額とする。 ※高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱に基づき交付を受けている場合は、交付金との合算額とする。	1事業当たり300万円	
		ウ 給水施設の維持管理負担の軽減のためのデジタル化に要する経費 ※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。	・給水施設をデジタル技術を活用して遠隔で管理するための仕組みの整備（水位計、流量計、濁度計、カメラ、電磁バルブ等の設置）						2分の1以内	なし
		エ 南海トラフ地震発生時等に、孤立が想定される集落への浄水装置整備に要する経費	・浄水装置購入費							
2 生活用品確保等支援事業	(1) 地域内事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）	市町村等	市町村等 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会（以下「NPO法人等」という。） ・企業又は個人事業者（以下「企業等」という。） ・その他市町村が認める団体等	2分の1以内 （事業実施主体が企業等の場合3分の1以内）	負担を要する （注2） （注3） （注4）		1事業当たり2,000万円	
		イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費	・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費					※ただし試行に要する人件費 1人当たり100万円		
		ウ 生活用品を確保するためのデジタル化に要する経費	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（通信費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費） ・店舗設備整備費又は備品購入費					1事業当たり300万円		
	(2) 広域連携事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）	市町村及び県で構成された協議会等（以下「協議会等」という。）で承認された次に掲げる者又は団体 ・NPO法人等 ・企業等 ・その他協議会等が認める団体等	同左	3分の2以内	負担を要する （注5）	1事業当たり5,000万円		
		イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両及び付帯する備品等の購入に要する経費	・車両購入費及び備品購入費					※ただし試行に要する人件費 1人当たり100万円		
		ウ 生活用品を確保するためのデジタル化に要する経費								
3 その他特に知事が必要であると認める事業		地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要であると認める経費		市町村等	市町村等、地域団体、任意団体又は集落	2分の1以内	負担を要する （注6）	なし		

(注) 1 災害復旧の適応範囲については以下の要件を満たすものとする。
 ・自然災害により市町村以外が所有する施設が被災し、当該施設の機能が損なわれたと知事が認めるもの。なお、自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。
 ・「豪雨」及び「洪水」については、原則として、被災地区の雨量観測計において、最大24時間雨量が80mm以上又は時間雨量が20mm以上であること。ただし、被災の状況を鑑み、自然災害による被災であると知事が特に認める場合はこの限りでない。
 2 補助事業者の負担割合については、特に定めない。
 3 企業等が事業実施主体となる場合は、補助事業者は3分の1の財政負担を要するものとする（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。
 4 事業の実施箇所が複数市町村にまたがる場合は、事業実施箇所にある全ての市町村の負担を要するものとする。
 5 協議会等で定めるところにより、財政負担を要するものとする。
 6 知事が特に認める場合はこの限りでない。

(旧)

別表第1（第3条、第5条関係）

事業区分	分類	補助対象経費	内容	補助事業者	事業実施主体	補助率	市町村等の財政負担	補助限度額
1 生活用水確保 支援事業		ア 生活用水を確保するための仕組みづくりのための調査・検討に要する経費	・整備必要箇所の把握等調査費（開取り調査費、測量製図費、会議費等）	市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）	市町村等 ・3戸以上で給水施設等を運営管理する団体 ・市町村長が補助の必要があると認める集落（以下「集落」という。）	補助対象経費から地元負担金を控除した2分の1以内 （災害復旧の場合、補助対象経費から地元負担金を控除した3分の2以内） （注1）	負担を要する （注2）	1事業当たり3,000万円
		イ 給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費 ※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。	・測量費又は詳細設計費（事前ボーリング調査等を除く。） ・新設又は既存施設の更新、改良若しくは修繕（配管、減圧機、ろ過材の交換等） ・管理道整備（新設、拡幅、転落防止柵設置等）					
		ウ 給水施設の維持管理負担の軽減のためのデジタル化に要する経費 ※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。	・給水施設をデジタル技術を活用して遠隔で管理するための仕組みの整備（水位計、流量計、濁度計、カメラ、電磁バルブ等の設置）					
		エ 南海トラフ地震発生時等に、孤立が想定される集落への浄水装置整備に要する経費	・浄水装置購入費					
2 生活用品確保等 支援事業	(1) 地域内事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）	市町村等	市町村等 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会（以下「NPO法人等」という。） ・企業又は個人事業者（以下「企業等」という。） ・その他市町村が認める団体等	2分の1以内 （事業実施主体が企業等の場合3分の1以内）	負担を要する （注2） （注3） （注4）	1事業当たり2,000万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円
		イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費	・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費					
		ウ 生活用品を確保するためのデジタル化に要する経費	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（通信費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費） ・店舗設備整備費又は備品購入費					
	(2) 広域連携事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）	市町村及び県で構成された協議会等（以下「協議会等」という。）で承認された次に掲げる者又は団体 ・NPO法人等 ・企業等 ・その他協議会等が認める団体等	同左	3分の2以内	負担を要する （注5）	1事業当たり5,000万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円
		イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両及び付帯する備品等の購入に要する経費	・車両購入費及び備品購入費					
	3 その他特に知事が必要であると認める事業		地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要であると認める経費		市町村等	市町村等、地域団体、任意団体又は集落	2分の1以内	負担を要する （注6）

- (注)
- 1 災害復旧の適応範囲については以下の要件を満たすものとする。
・自然災害により市町村以外が所有する施設が被災し、当該施設の機能が損なわれたと知事が認めるもの。なお、自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。
・「豪雨」及び「洪水」については、原則として、被災地区の雨量観測計において、最大24時間雨量が80mm以上又は時間雨量が20mm以上であること。ただし、被災の状況を鑑み、自然災害による被災であると知事が特に認める場合はこの限りでない。
 - 2 補助事業者の負担割合については、特に定めない。
 - 3 企業等が事業実施主体となる場合は、補助事業者は3分の1の財政負担を要するものとする（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。
 - 4 事業の実施箇所が複数市町村にまたがる場合は、事業実施箇所にある全ての市町村の負担を要するものとする。
 - 5 協議会等で定めるところにより、財政負担を要するものとする。
 - 6 知事が特に認める場合はこの限りでない。